

規制シート(様式)

160199401170001

平成29年5月8日

規制の名称	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	健康局総務課 課長 大西 証史
規制目的	原子爆弾被爆者に対して給付する医療の質を担保するため。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣は認定疾病医療を担当する医療機関の指定を行う。 ・都道府県知事は被爆者一般疾病医療機関の指定を行う。 <p>※認定疾病とは、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に治療を要する状態にあるという厚生労働大臣の認定(ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているために現に医療を要する状態にあるとの認定)を受けた負傷又は疾病のことをいう。</p> <p>※一般疾病とは、認定疾病や遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷または疾病を除く負傷または疾病のことをいう。</p>	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	原子爆弾被爆者に対して給付する医療の質を担保するに当たって、必要な措置であるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		